

マイナンバーカードの申請・受取はお早めに

問 住民生活課 ☎ 53・2112

《カードの申請がお済でない方へ》

カードの申請がお済でない方は村役場にて、写真撮影を含む申請サポートを行っております。申請にかかる時間は5分程度です。申請したカードは役場窓口でお受取になるか、郵送でご自宅にお届けするかお選びいただけます。

◆カード申請にご持参いただくもの

- ①本人確認書類（運転免許証、保険証、各種受給者証等）
- ②通知カード
- ③QRコード付申請書（お持ちの方）



《カードの受取がお済みでない方へ》

マイナンバーカードの申請がお済の方で、カードの受取期間が経過されている方は、お早めに窓口でお受取の手続きをお願いいたします。

カードの受取にはご予約が必要です。事前にお電話にてご予約ください。平日のマイナンバーカードお受取可能時間は9：00～17：30です。

◆カード受取時にご持参いただくもの

- ①本人確認書類（運転免許証、保険証、学生証、各種受給者証等）
- ②交付通知書（はがき）
- ③通知カード



《今月の休日開庁日》

平日の来庁が困難な方は、**3月26日（日）**マイナンバーカード申請・交付窓口を開設します。休日窓口の開庁時間は9：00～16：00（最終受付 15：30）です。来庁の際は事前にご予約が必要です。

《マイナンバーカード個別出張申請を行っています》

村内にお住まいの方で役場への来庁が困難な方、または地域団体等でご希望があれば、村職員がご自宅等に向いてマイナンバーカードの申請を受け付けます。

※カードは後日ご自宅に郵送いたします。

※地域団体等の方は5名様以上から対応します。

実施日時は希望日時に応じて、原則平日の9：30～16：00までの間で実施します。詳細はお問い合わせください。

《マイナポイントは2月末までにカードの申請をされた方が対象です》

マイナポイントはマイナンバーカードをお持ちの方が好きなキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントです。最大で**20,000円相当のポイント**が受け取ることができます。住民生活課では、マイナポイントの申込サポートもしております。サポートは予約制です。サポートのご予約・お問い合わせは住民生活課までお電話ください。

◆ご持参いただくもの

- ①マイナンバーカード
- ②暗証番号（数字4桁）
- ③各種キャッシュレス決済サービス（例：nanaco、CoGCa、PayPay、d払い、auPAY、楽天ペイ、クレジットカード等）
- ④ご本人様名義のキャッシュカード又は通帳（公金受取口座未登録の方）

《マイナンバーカード交付率について》

国では、令和4年度末までにすべての国民が保有することを目標として、普及に努めています。

泉崎村は全国の交付率と比べて普及が進んでいない状況です。

マイナンバーカード交付率

全国	60.1%
福島県	57.4%
泉崎村	56.7%

（令和5年1月末現在）

塗装(ペンキ)工事なら

見積り無料

【工事内容】

塗装工事一般・各種吹付住宅内外・店舗・高層ビル・工場設備塗装・店舗什器・家具塗装

塗装の事なら何でもご相談下さい

***職人(経験者)見習い募集中**

県知事許可(般-2)第27330号

塗装工事一般・各種吹付・家具塗装

MBK・エム美装工芸社

(労大臣認)一級建築塗装技能士(95-1-060-07-11)

〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字鶴番小屋9番地

☎0248(53)4066 FAX(21)6678

引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

問 住民生活課 ☎ 53・2112

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

◆住民票の異動の届出を！

入学・就職・転勤等による引っ越しで、住所を異動される方は、住民票の異動の届出（転出届、転入届、転居届等）を行ってください。

【他の市区町村に転出・転入される場合】

引越前の
市区町村

【転出前に】

- ・転出届を提出して転出証明書を受け取る。
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は役場に行かずにオンラインで転出届が提出できます。



引越後の
市区町村

【転入した日から14日以内に】

- ・転出証明書を添えて転入届を提出する。
- ・オンラインで転出届を提出した方はマイナンバーカードを持参して、転入届を提出してください。

【同一の市区町村内で転居される場合】

お住まいの
市区町村

【転居した日から14日以内に】

- ・転居届を提出
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は住所を最新のものにする必要があります。マイナンバーカードを持参してください。

※市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です。（法律上の義務です）

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。



身分証明書となる「マイナンバーカード」

ごみ処理施設の利用等は事前予約が必要となります

問 住民生活課 ☎ 53・2112

令和5年4月1日から、西白河地方クリーンセンター及びリサイクルプラザの混雑を回避するため、「ごみの自己搬入」については事前予約が必要となります。また、市町村担当課の窓口で行っておりました「粗大ごみ戸別収集の受付」についてもインターネットまたは電話に変更となります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

詳細につきましては組合ホームページでご確認ください。

◆予約受付開始日：令和5年3月15日（水）9：00～

◆インターネット：<https://www.shirakawa.jp/>

◆電話番号：0248-21-6234

◆問い合わせ：白河地方広域市町村圏整備組合事務局衛生課 0248-28-3558

Shirakawa
Soubi

お客様の喜び

ハウスクリーニング **白河装美**

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1

TEL&FAX 0248-21-5143

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限会社 **齋藤電工**

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1

TEL 53-2914 FAX 53-4566


成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」があり、「広報いずみざき2月号」では、「任意後見制度」の概要についてお知らせいたしましたので、今回は、「法定後見制度」についてお知らせいたします。



◆法定後見制度とは？

「本人の判断能力が不十分になった後に」、本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人(保佐人、補助人)が本人を支援する制度です。

判断能力の程度により、「補助」・「保佐」・「後見」の3つの制度があります。

類 型	補 助	保 佐	後 見
対象となる方 (ご本人)	判断能力が不十分な方 例えば… 日常的な買い物は問題なくでき、高額な買い物はできるが、不安があり、誰かの支援があった方が安心な方	判断能力が著しく不十分な方 例えば… 日常的な買い物は問題なくできるが、高額な買い物には誰かの支援があった方がよい方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方 例えば… 日常的な買い物も難しい方
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為 (同意権・取消権) ^{※1}	申立ての範囲内で裁判所が定めた特定の法律行為(民法13条1項の一部) ○日常生活に関する行為(日用品の購入など)を除く ○本人の同意が必要	民法13条第1項で定められた行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など) ----- 申立てにより裁判所が定める行為 ○本人の同意が必要 ○日常生活に関する行為を除く	原則としてすべての法律行為 ○日常生活に関する行為を除く 
成年後見人等に与えられる代理権 ^{※2}	申立てにより裁判所が定める行為 ○本人の同意が必要		財産に関するすべての法律行為

※1 同意権・取消権

同意権は、本人が重要な法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益がないかを検討し、問題がない場合は成年後見人等が同意をする権限です。

取消権は、本人が成年後見人等の同意を得ずに行った重要な法律行為(日常生活に関する行為を除く)を無効なものとして取り消す権限です。

※2 代理権

本人に代わって契約などの法律行為ができる権限です。例えば、預貯金の払い戻し・解約、不動産の処分、遺産相続、病院や施設への入退所手続などを代理できます。

◎本人の居住用不動産の処分(売却、賃貸、抵当権設定等)については、家庭裁判所の許可が必要となります。

◆成年後見人等の仕事に含まれないこと

- ① 医療行為について同意すること
- ② 保証人や身元引受人になること
- ③ 食事の世話や介護などを直接行うこと
- ④ 婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知の代理、遺言の作成など



◆成年後見制度は、複雑でわかりにくい部分もありますので、制度利用を検討する際には、まず、下記の相談窓口にご連絡ください。

「成年後見制度」に関するご相談は、『泉崎村成年後見支援センター』までお寄せください。

◆電話番号：0248-54-1600 (〈兼〉泉崎村地域包括支援センター)

◆時 間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)